■の項目を全てご記入ください(全2ページ)。

2024年10月23日版★

1/2ページ

登録済加入者情報開示請求書 【遺言執行者用】

20 年 月 日

株式会社証券保管振替機構 御中

私(請求者)は、開示請求の対象者(株主)の口座の開設先の情報(担保取引に係る口座の情報がある場合には、当該口座の情報を含む。)に係る登録済加入者情報の開示を請求します。また、私は、この手続きを行うに当たり、貴社の定める手続方法(開示費用の支払いを含む。)に従い、開示情報の取扱いに一切の責任を持つことを誓約します。

請求者

■1.請求者の 氏名又は名称	(フリカ [*] ナ)
■ 2.請求者の住所 (結果郵送先)	₸
■3.請求者の 電話番号	(請求者が法人、弁護士等の場合) 担当者名 () ※ 平日 10:00~16:00 に連絡のとれる電話番号をご記入ください。
備考	

留意事項

- ○請求者の住所及び氏名が、本人確認書類の記載と一致することをご確認ください。
- ○「登録済加入者情報開示請求のチェックリスト」に基づき、必要な本人確認書類及び住所確認書類 等を**コピーでご提出ください(原本の提出不可)**。
- ○確認書類は<u>すべてのページをコピーしてご提出ください。一部のページのみのご提出(例:戸籍が4枚つづりとなっているが、該当の3ページ目のみをご提出されるなど)の場合、落丁による書類</u>不備となり、手続を進めることができません。
- ○<u>ご提出いただいた一切の書類は万が一の郵便事故等による個人情報の漏えいを防ぐため返却しません。</u>なお、受領したすべての書類は当社にて一定期間保管のうえ、破棄いたします。
- ○記入日が未記入の場合は、郵便物の消印の日を記入日とします。

【開示請求の対象者となる株主の情報記入欄】

■ 4.株主の氏名又は名称 お調べになりたい氏名又は名称(法人名)は、本人確認書類等(議決権行使書、配当金計算書等を含む。) どおりにご記入ください。本人確認書類等で確認が取れない氏名又は名称(法人名)での調査はできません。 現姓・旧姓両方で請求する場合は姓ごとに1枚ずつ開示請求書をご記入ください。 (フリカ・ナ)						
■ 5.秒	株主の生年月日 □明治 □大正 □昭和 □平成	年	月	日		
住所	■ 6.株主の住所 住所ごとに、住所の確認書類として <u>本人確認書類等(議決権行使書、配当金計算書等を含む。)</u> を添付したことを提出前にご確認ください。 <u>戸籍の本籍欄の記載(本籍地)では、住所の確認書類とすることはできません。</u> 開示費用 機構使用欄 (税込) 該当有 該当無					
①	Ŧ	6,050 円				
2	₸	1,100 円				
		計 7,150 円				
3	₸	1,100 円				
		計 8,250 円				
4	₸	1,100 円				
		計 9,350 円				
⑤	₹	1,100 円	-			
		計 10,450 円				
機構使用欄						

【郵送先】

封筒の宛名には、右のラベルを切り取って 貼付してください。 ₹103-0026

日本橋茅場町郵便局留

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 KABUTO ONE

----- 切り取り線 -----

株式会社証券保管振替機構 開示請求事務センター 行

■の項目を全てご記入ください(全2ページ)。

2024年10月23日版★

1/2 ページ

記載例

登録済加入者情報開示請求書 【遺言執行者用】

2024年10月23日

株式会社証券保管振替機構 御中

私(請求者)は、開示請求の対象者(株主)の口座の開設先の情報(担保取引に係る口座の情報がある場合には、当該口座の情報を含む。)に係る登録済加入者情報の開示を請求します。また、私は、この手続きを行うに当たり、貴社の定める手続方法(開示費用の支払いを含む。)に従い、開示情報の取扱いに一切の責任を持つことを誓約します。

請求者

	(フリガナ) <mark>ホフリ タロウ</mark>		
■1.請求者の 氏名又は名称	保振 太郎		
■ 2.請求者の住所 (結果郵送先)	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 KABUTO ONE		
■3.請求者の 電話番号	03 (1234) 5678 (請求者が法人、弁護士等の場合) 担当者名 () ※ 平日 10:00~16:00 に連絡のとれる電話番号をご記入ください。		
備考			

留意事項

- ○請求者の住所及び氏名が、本人確認書類の記載と一致することをご確認ください。
- ○「登録済加入者情報開示請求のチェックリスト」に基づき、必要な本人確認書類及び住所確認書類 等をコピーでご提出ください(原本の提出不可)。
- ○確認書類は<u>すべてのページをコピーしてご提出ください。一部のページのみのご提出(例:戸籍が4枚つづりとなっているが、該当の3ページ目のみをご提出されるなど)の場合、落丁による書類</u>不備となり、手続を進めることができません。
- ○<u>ご提出いただいた一切の書類は万が一の郵便事故等による個人情報の漏えいを防ぐため返却しません。</u>なお、受領したすべての書類は当社にて一定期間保管のうえ、破棄いたします。
- ○記入日が未記入の場合は、郵便物の消印の日を記入日とします。

【開示請求の対象者となる株主の情報記入欄】

■ 4.株主の氏名又は名称 お調べになりたい氏名又は名称(法人名)は、本人確認書類等(議決権行使書、配当金計算書等を含む。) どおりにご記入ください。本人確認書類等で確認が取れない氏名又は名称(法人名)での調査はできません。 現姓・旧姓両方で請求する場合は姓ごとに1枚ずつ開示請求書をご記入ください。 (フリガナ) ケッサイ ススム						
	決済 進					
■ 5.₺	株主の生年月日 □明治 □大正 ☑昭和 □平成	30年		3 月	3 日	
住所	朱主の住所 ごとに、住所の確認書類として <u>本人確認書類等(議決権行使書、配当金</u> 記 求前にご確認ください。 <u>戸籍の本籍欄の記載(本籍地)では、住所の</u> 確認					
		開示費 (税込		機構修 該当有	支用欄 該当無	
①	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 KABUTO ONE	6,05	50 円			
2	₸	1,10	00 円			
a)		計 7,15	50 円			
3	₸	•	00円			
	₸	計 8,25				
4		1,10 計 9,35	50 円			
	₸		00円			
5		計 10,45	50 円			
機構使用欄						
			打り	取り線・		

【郵送先】

封筒の宛名には、右のラベルを切り取って 貼付してください。 〒103-0026

日本橋茅場町郵便局留

東京都中央区日本橋兜町7番1号 KABUTO ONE

株式会社証券保管振替機構 開示請求事務センター 行

提出不要

【遺言執行者による】登録済加入者情報開示請求のチェックリスト

円滑に調査を進めるため、このチェックリストを用いて、必要書類をすべて同封したことをご提出前に改めてご確認ください。特に項番6~7「住所の確認書類」の添付漏れが多くなっておりますのでご留意ください。また、開示請求書とともにご提出いただく確認書類はすべてコピーでの提出とし、原本での提出は不可といたします。確認書類はすべてのページをコピーしてご提出ください。一部のページのみのご提出(例:戸籍が4枚つづりとなっているが、該当の3ページ目のみをご提出されるなど)の場合、落丁による書類不備となり、手続を進めることができません。また、ご提出いただいた一切の書類は万が一の郵便事故等による個人情報の漏えいを防ぐため返却しません。なお、受領したすべての書類は当社にて一定期間保管のうえ、破棄いたします。

No.	書類名		確認点	チェック
1	開示請求書	開示請求書 (全 2 ページ) のすべての項目 ($1.\sim6.$) を記入した。		
2	遺言執行者の 本人確認書類	遺言執行者の本人確認書類(遺言執行者が個人である場合には、氏名・住 所・生年月日が記載されたもの)のコピーを用意した。 【本人確認資料の例】 運転免許証、個人番号カード、各種年金手帳 等		
3		本人確認書類が発行から	有効期間内又は <u>6か月</u> 以内となっている。	
4			等記号・番号、個人番号、基礎年金番号、臓器提の場合)を見えないように黒く塗りつぶした。	
5	遺言書等	遺言書等の種別に応じて、以下のとおり書類のコピーを準備した。		
		遺言書等種別	備考	
		公正証書遺言書 (正本)	_	
		公正証書遺言書 (謄本)	_	
		自筆遺言書	・家庭裁判所の検認を受けたものである。	
		遺言書情報証明書	-	
		遺言執行者選任の審判書	・発行から6か月以内である。	
6	遺言者の 除籍謄本	死亡日の記載のある原本のコピーを用意した。		
7	住所の確認書類	遺言書の種別に応じて、	開示請求書の「6.株主(被相続人)の住所」に	
		記載した <u>すべての住所</u> に	ついて、確認書類のコピーを用意した。	
		遺言書種別	住所の確認書類の提出要否	
		公正証書遺言書 (正本)	・遺言書に株主の住所が記載されている場合、その住所	
		公正証書遺言書 (謄本)	の確認書類の提出は不要	
		遺言書情報証明書	・遺言書に記載された住所以外の住所でお調べになりた	
			い場合には、その住所ごとに確認書類の提出が必要	
		自筆遺言書	・株主の住所の確認書類の提出が必須	

		(家庭裁判所の検認を受けたもの)	
		【住所の確認書類の例】 戸籍の附票、住民票、配当金計算書等の発行者(株主名簿管理人)からの 送付書類 等	
8		開示請求書の「6. 株主(被相続人)の住所」に記載した住所と確認書類の記載が <u>文字どおり一致</u> している。	
9	旧姓の確認書類 (旧姓で調査す る場合)	旧姓が確認できる本人確認書類のコピーを1つ用意した。 【旧姓の確認書類の例】 旧姓の運転免許証、旧姓の戸籍 等	
10		現姓・旧姓両方で請求する場合は姓ごとに1枚ずつ開示請求書を記入した。	

送付書類の確認	不要な書類を開示請求書に同封していない。	
	確認書類はすべてのページをコピーして同封した。	

- ※ 当社による請求受付後に、請求のキャンセルはお受けいたしかねます。

 <u>口座開設先の証券会社にお心当たり</u>がある場合には、事前にご確認いただいたうえで当社へご請求ください。
- ※ このチェックリストは必要書類に不備がないことを簡易的に確認するための書類であり、開示請求の内容によってはチェックリストに記載のない書類が必要となる場合があります。
- ※ 詳細については、「【遺言執行者による】登録済加入者情報の開示請求に係るお手続について」でご確認ください。

以上